

第6章 耐久性の検討

6.1 一般

コンクリート部材の設計にあたっては、経年的な劣化による影響を考慮するものとする。

「道路橋示方書Ⅲ コンクリート橋編」の規定どおりとする。

6.2 塩害に対する検討

- (1) コンクリート構造物は、塩害により所要の耐久性が損なわれないようにするものとする。
- (2) 連続繊維補強材は、塩化物イオンの侵入により腐食することがないので、(1)の検討は行わなくてよい。
- (3) 連続繊維補強材以外の鋼材を使用する場合、表-6.2.2に示す地域においては、かぶりの最小値を表-6.2.1に示す値以上とする等の対策を行うことにより(1)を満足するとみなしてよい。
- (4) 連続繊維緊張材の定着具や接続具は、(3)と同様の取扱いとする。特に対策区分Sにおいては、防せいに十分配慮する必要がある。

表-6.2.1 塩害の影響による最小かぶり(mm)

塩害の影響の度合い	部材・部位 対策区分	(1)工場で作製されるプレストレストコンクリート構造	(2)(1)以外のプレストレストコンクリート構造	(3)鉄筋コンクリート構造
		影響が激しい	S	70 ^{※1}
影響を受ける	I	50	70	
	II	35	50	70
	III			50
影響を受けない		7.6.1「連続繊維補強材のかぶり」による		

※1) 塗装鉄筋の使用又はコンクリート塗装を併用

表-6.2.2 塩害の影響地域

地域区分	地域	海岸線からの距離	塩害の影響度合いと対策区分	
			対策区分	影響度合い
A	沖縄県	海上部および海岸線から100mまで	S	影響が激しい
		100mをこえて300mまで	I	
		上記以外の範囲	II	影響を受ける
B	図-6.2.1および表-6.2.3に示す地域	海上部および海岸線から100mまで	S	影響が激しい
		100mをこえて300mまで	I	
		300mをこえて500mまで	II	影響を受ける
		上記以外の範囲	III	
C	上記以外の地域	海上部および海岸線から20mまで	S	影響が激しい
		20mをこえて50mまで	I	
		50mをこえて100mまで	II	影響を受ける
		100mをこえて200mまで	III	

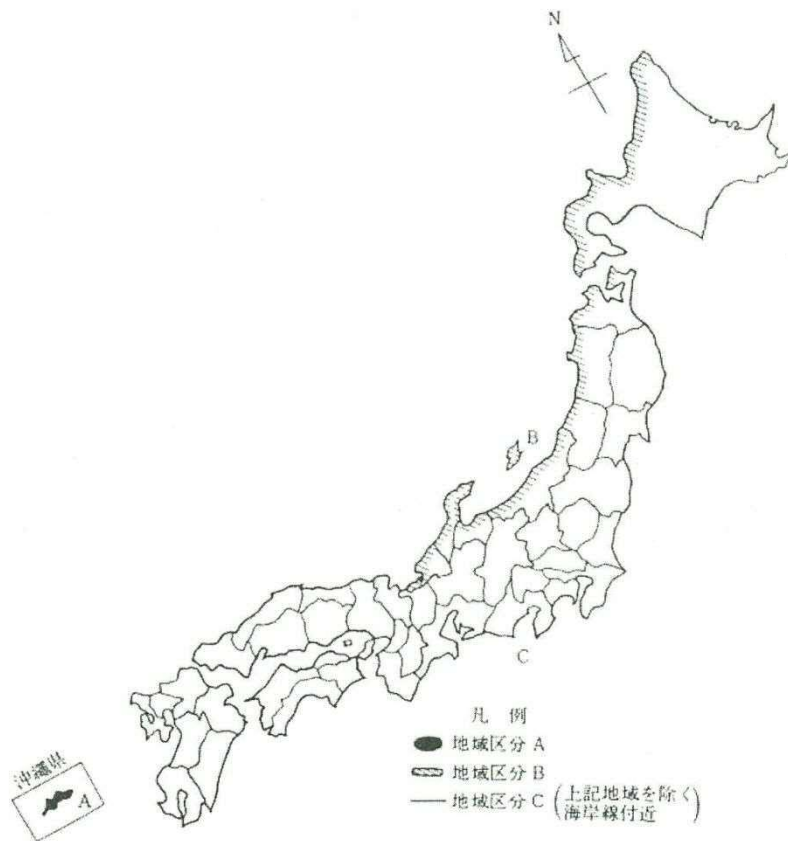


図-6.2.1 塩害の影響の度合いの地域区分

表-6.2.3 地域区分Bとする地域

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、
留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町
青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村(東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、
大間町、佐井村、脇野沢村(下北郡)
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

連続繊維緊張材の定着具や接続具が、塩化物イオンの侵入により腐食し破断した場合、連続繊維緊張材の引張力が減少する可能性がある。塩分環境下では特に部材の耐荷性能が低下すること無いよう、塩分による腐食に対して十分な配慮をしなければならない。